

第43回 地方分権改革有識者会議
第118回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

開催日時：令和2年11月16日（月）10：00～11：35

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、市川晃議員、後藤春彦議員、坂口博文議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、平井伸治議員、三木正夫議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋専門部会長、大橋洋一構成員、勢一智子構成員
（勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕坂本哲志内閣府特命担当大臣、吉川赳内閣府大臣政務官、山崎重孝内閣府事務次官、別府充彦内閣府審議官、宮地俊明内閣府地方分権改革推進室長、加藤主税内閣府地方分権改革推進室参事官

議題

- （1）令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（案）等について
 - （2）計画の策定等に関する条項の整理について
-

1 冒頭、坂本内閣府特命担当大臣から以下の趣旨の挨拶があった。

（坂本内閣府特命担当大臣） 各議員、構成員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響が非常に厳しい状況を迎える中で、提案募集方式に基づく地方からの提案の実現に向けて御尽力いただき、誠に感謝申し上げます。

特に提案募集検討専門部会の構成員の皆様には、前回9月2日の合同会議以降も関係府省からの2度目のヒアリングを行い、熱心な検討をしていただいたところであり、心より敬意を表したい。その結果、地方からの提案のうち、昨年と同程度の9割について実現するなど、対応できる見込みとなった。

本年の対応方針案においても、提案募集方式ならではの成果が上がっており、地方の喫緊の課題となっている重要施策について、地方の取組を加速化することや行政のデジタル化を進めることにより、地方公共団体の事務処理の効率化のみならず、住民サービスの向上につながることを期待できると考えている。

本日の皆様方の御議論を踏まえ、年末の地方分権改革推進本部及び閣議において対応方針を決定したい。

それでは、本日もどうかよろしくお願ひ申し上げます。

2 次に、提案募集検討専門部会における検討状況等について高橋専門部会長から、令和2年の地方からの提案等に関する対応方針案について加藤内閣府地方分権改革推進室参事官からそれぞれ説明があり、その後、意見交換が行われた。

(高橋部会長) 8月上旬の関係府省からの第1次ヒアリングでは、4日間にわたり、重点事項40項目についてヒアリングを行った。この段階では対応が困難とされている回答が一定程度見られたが、ヒアリングでの議論を経て、論点を明確化し、その後の検討を加速させた。

8月27日には全国知事会、全国市長会及び全国町村会からのヒアリングを実施し、本年の提案に関する地方における支障事例や実現に向けた積極的な検討を求める御意見等が示されたところである。

前回の有識者会議後、10月に行った関係府省の第2次ヒアリングでは、5日間にわたり38項目についてヒアリングを行った。第1次ヒアリングよりもさらに深掘りした議論を行い、本日の対応方針の取りまとめに向けて、提案に関する関係府省の対応について確認をした。

これらのヒアリングに向けた論点整理等も含め、合計で約53時間に及ぶ検討を行ったところである。医療福祉や農林水産業関係をはじめ、多くの重要な課題について真剣かつ有意義な議論を行うことができた。また、重点募集テーマにもなっていた、行政のデジタル化を通じた円滑なサービス提供についても多くの議論を行った。

その結果、本年の提案募集の取組においても、多くの提案について関係府省から前向きな対応を引き出すことができ、地方の現場で困っている人について解決が図られる見込みである。

政府におかれては、現在なお調整中の案件も含め、年内の閣議決定に向けて、最終的な詰めをよろしく願いたい。

(加藤参事官) 資料2-1は、地方からの提案に対する対応方針の案の概要であり、資料2-2が、閣議決定に向けての対応方針案の全体像になっている。調整中の部分もあるが、現在こちらで調整を進めており、項目ごとに各府省、または法律ごとに参照しやすいように分け、措置内容について、それぞれ詳しく記載させていただいている。

資料3は主な成果等ということで、22項目について記載させていただいている。左に項目名、提案団体、右側に実現内容、効果等ということで整理させていただいている。

続いて、資料4は「『重点募集テーマ』に係る対応について」であり、補助金・デジタル化関係の手続について整理したものを記載している。

資料5は過去の対応方針に係るフォローアップの状況を整理して記載している。

(三木議員) 資料2-1の「実現・対応の割合」で、平成26年から徐々に「実現・対応の割合」が増えているというのは、この分権会議の成果ではないかと思う。

それから、地方自治体の方でも住民に密着した行政をしているので、これからもこういう成果があるということをもう少し知ってもらう必要があるかなと思った。

それから、個別に申し上げると、例えば「不動産等の保有予定にかかわらず地縁団体

の認可を可能とする見直し」について、不動産を持っていなくても、高齢者の生活支援や地域の特産品を活用した経済活動等、幅広い地域活動を行うようになった地縁団体の認可が可能となるということである。これは地方創生の時代にとって非常に重要なことであり、須坂市においても、こういう不動産を持っていなくても、地域の活性化をしたというグループもあるので、そういう面では大変ありがたく思っている。

それから、多面的機能の支払いの交付金についても、書類の削減・簡素化、取扱いを明確にするということで、こういう形で簡素化をしていただいたというのは、これからの農村地帯の多面的交付金の様々な課題について対応するのに大変ありがたいことだと思っている。

そのほかにも幾つかあるが、大変御努力いただいたことに対し、事務局、それぞれの皆さんに重ねて感謝を申し上げる。

(平井議員) 私からは、今のお話について若干コメントをさせていただくのと併せて、ここまで小早川先生や勢一先生等にお世話になった「地方分権改革の推進に向けた研究会」という資料7の一連のものについても若干コメントをさせていただければと思う。

先に研究会のお話を申し上げますと、資料7-1にあるが、自治立法権をぜひ拡充すべきではないか。具体的には、「従うべき基準」の問題があり、こういうものを参酌基準化することも一つの考え方だと思っているし、義務付け・枠付けの緩和なども必要ではないかと思う。

また、地方の負担となっている計画策定。今回大分提案を出させていただいたところ、ある程度聞き入れていただいたところもあるが、要は様々な計画の義務付けがあり、これが事実上、地方分権を阻害しているのではないだろうか。もっと計画をまとめることなどがあってもいいと思うし、地方の様々な状況に配慮していただく必要があるのではないかということである。

次に、政策の決定プロセスについて、政策形成段階から国の政策決定プロセスに参加できるように、例えば「国と地方の協議の場」というものがあるが、これにもっと大胆に分科会を設置していただくなどできないだろうか。

現在、新型コロナで国・地方の協議は度々開かれる実情にはある。ただ、こういうことを手がかりにし、新しい分権の時代をつくっていくべきではないかと考えている。

また、国・地方の協働型の行政運営や地方税財政の充実などについて、幅広い御議論を有識者の方々から賜り、このたび取りまとめたものが別添の資料7-2の研究会の報告である。今、これをフォローアップしようとワーキングチームが動き出したところである。

まず、こういう報告を前提とし、今回の対応方針については、基本的には評価すべきものがあると思う。特に93%以上の実現率ということであり、相当配慮いただいたのではないかと。ぜひフォローアップをしていただき、実効性を上げていただきたいと思います。

そういう中で、様々な点でなお一層御検討いただければありがたいというものがある。

一つは、先ほど申した「従うべき基準」である。今回、いろいろな点で一応御考慮いただいたところであるが、次年度以降に結論を送られたり、内容もこの後のフォローアップが重要であるので、それを見てということがあろうかと思う。手をつけた形にはなっているが、やはりこうしたことが様々な領域で行われているわけであり、「従うべき基準」の在り方をやはり議論する必要があるのではないか。

今申し上げた重要な焦点についてもフォローアップが必要ではないかと考えるので、ぜひ地方にルールづくりを任せるといった形をお願い申し上げたいと思う。

このたびも、公衆衛生について、かなり広範なところが国の方で立法化された。

多分、これから各県が今議会や次の議会に提案をしていくのだと思うが、様々なところの衛生基準が法律でかなり定められた。ただ、それは参酌基準化されており、選択ができるようになっているところである。国の方の思いは分かるが、恐らく、こういう参酌基準をきちんと使っていくことにより、条例で制定するにしても、幅ができるようにするのが本当ではないかと思う。今後とも、こうしたルールづくりについて、特に分権改革の中でも御議論いただければと思う。

また、計画策定について、今回、計画の期間とか、あるいは一体的な策定が可能であるといった方針が示されている状況である。これは一応評価をさせていただきたいと思うし、これによって縛られないという趣旨はあるのだろうと思うが、そうであれば、あらゆる計画等について、政府側もこの考え方を敷衍していただく、全体に波及させていただく必要があるのではないかと思う。

また、この計画策定が幅広く行われているわけであるが、例えば議員立法ができると、ほぼ確実にこういう計画づくりが入ってくる。ただ、そういう手法が果たして本当に必要なのかどうか。むしろ地方の方にそうしたやり方を委ねながら、効率のいい形で、例えば助成制度をつくるのであれば端的に助成制度をつくり、計画策定までは求めない等が必要ではないかと思う。

それから、新型コロナ対策については御検討いただけるということで、大変ありがたいと思う。

現在、国会が開会中であり、この国会で扱っていただけるのかということ、今の審議の状況ではなかなか難しいのかもしれないが、現に新型コロナは昨日も1,400を超える新規発生数になっている。恐らく、今はうつりやすいウイルスの株が蔓延しているので、第3波になっていると考えられる。事は緊急を要する。ぜひ期限を示していただき、しっかりとこの改革を行っていただければと思う。

ぜひ早めに新型コロナ対策、あるいは子どもたちの喫緊の課題である「従うべき基準」など、早期にさらに結論を出していただけるように、皆様の御協力と御理解をお願い申し上げます。

(勢一議員) 私は基本的にこの対応方針に異存はない。その上で、若干コメント等をさせていただきますと思う。

まずは、関係の皆様にお支えいただいたことにお礼を申し上げたい。コロナ禍の厳しい中で、無事に検討部会をここまで終えることができたことに感謝申し上げる。

そうは言っても、コロナ禍の中での御対応だったので、十分に議論が詰められなかった部分が残っていると感じている。特に提案の内容を制度として組むに当たり、実際に現場がどのような状況にあるのかを調査する場面では、情報収集がなかなかうまくいかないとか、時間がかかるということが多々あったように思う。

非常時の中で通常時の制度を考えるというのは難しいところもあると思うが、一度制度ができると、その制度として自立していくので、このような状況の中でも、可能な限り、引き続き丁寧に議論をすべきところはしなければならないと感じている。

あと、地方にいと、今回のコロナ禍は確かに厳しい状況がたくさんあり、課題が多かったわけだが、むしろこれをきっかけに、特に今、デジタル化が進んできたことによって、今までなかなか変わらなかった自治体の事務などを内部から少しずつ変えていこうというムーブメントが出ているところは、私は肯定的に見ている。

特に書面、対面、押印の見直しは、私の住んでいる福岡市は早くから進めていたらしく、押印の廃止なども早々に行うことができた。ほかの団体も含めて、恐らく多くの自治体現場では、もう少し見直したらいいのではないかと感じていた部分が多々あったことが最後に背中を押すことで動いたのではないかと思う。

今回もたくさん提案をいただき、制度も変わる部分が多々ある。こうした制度の改正がまた現場の背中を押す形で地域の自治が進んでいけばありがたいと思う。

あと、今回関わった点で、今後しっかり考えていかなければいけないと思った部分を2点ほど申し上げたい。

今回の提案の案件を拝見して対応しており、なお今後も課題であろうと思われるのは、専門人材の不足をどうやって越えるかということになろうかと思う。

一つの方向性は、デジタルなどの技術の活用をすることで越えられるところがあるのではないかと。もう一つは、地域の人材を幅広く活用していく。今回も民間獣医師の活用をする動きとか、郵便局を活用する動きなどもこういうことにつながってくると思うが、その場合には「従うべき基準」との関係で、地域がどのような工夫ができるかということをもう少し丁寧に考えていくことが今後の課題になろうかと思う。

もう一つは、自治の中で行っていく事務の在り方自体が変わってきていることが当然であろうかと思う。

典型的なのはデジタル化のところであるが、地方自治の現場では長い間、市民や地元の企業の人たちと共同でいろいろなことをやっていくネットワークや運営体制ができている部分もある。そうした各地域のネットワークをうまく生かすことでより効率的な事務を地域でできないか。

今回の提案で典型的であったのは計画策定の在り方、経由事務の在り方で、これまでよろしいと思って考えられてきた事務の在り方が本当に今も地域、現場に合っているのかという視点で幅広く見直すことは、今後もう少し進めていくということが必要なのではないかと感じた次第である。

(市川議員) まず、今回の専門部会の皆さんの御尽力に、私も本当に感謝したい。非常に高い対応率になり、かつ対応の内容についても、法律改正とか通知とか、明確に方向性が出ているという意味では非常に高い成果であったと思う。

ただ、資料5にある分も含め、タイムスケジュールでまだ結論が出ていないものについては、きっちりとタイムスケジュールに応じた議論を重ねていただきたい。

それから、コロナの中で、例えば結論に時間がかかるから、当面の措置としてこういう対応をするというアイデアも出てきている。やはり時間のかかるものについては、何らかの措置もぜひ議論していただけたらと思う。

あと、マイナンバー制度の意義が深まって、利用の拡大につながる例も出てきているので、今後、マイナンバー制度の拡充に向けて、マイナンバー制度がそれぞれの課題に対してどのように使えるかという視点もあるかと思う。

あと、平井議員から頂いた研究会の報告書も読ませていただき、非常にすばらしいと思っている。今、このコロナ禍にあって、国がすべきこと、地方自治体がすべきことをもう一度議論して、それぞれが本来の力を注ぐべきことをしっかりと実施できるようにしていくべきだと思う。その中で御提案にあるように、分科会のような形で、テーマ別に実務レベルで議論ができる場があればいいなと私も感じた。

そのときには、できたら、今回の専門部会の先生方のような有識者の方も入って議論していただければ、議論としても深まるのではないかと考えている。

あと、もう一つ、須坂市長からの提案事項の内容も読ませていただいたが、厚生労働省とのやり取りを見ていると、私が気になるのは保育の質である。

保育の質について非常に重要な議論として出てきているが、待機児童そのものがより劣悪な環境下にあると言えるのではないかと。子供たちが本来受けるべき質というものに対して、もう少し地元の住民の方の意見を聞いて「参酌すべき基準」の考えを厚生労働省に持っていただきたいと私は感じている。

特に先ほど平井議員の資料の方にあったが、一つの進め方として「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に変えるときに、住民との話し合いに基づいた結論としての条例化のように、地域ごとに合った形で「参酌すべき基準」で対応しますという形で、住民の方も見えるようにすれば、もっと「参酌すべき基準」の利用が増えるのではないかと感じている。

(三木議員) 私は今市長をやっている、2つの観点で仕事をしている。一つは、本当に

困っている人を何とかしなくてはいけない。もう一つは、子供だとか、経済も含めてなのだが、将来に対する投資である。

その点から言うと、保育所について、ぜひ参酌すべき事項にさせていただきたいと思う。今、御提案があったように、できれば須坂市の保護者の皆さんの意見を聞いていただいて、待機児童になるのがいいのか、少々保育の面積が狭くても、そこで保育をしてもらった方がいいのか、そして、ここにも詳しく書いているように、私どもは自然保育をやっている。そのようなことを含めて、実態を知っていただきたいと私は思う。子供時代に山に行ったり、川に行ったりすることが大事だと私は思っている。

今回の菅首相の所信表明演説で待機児童の解消と女性の就業率の向上というのがあった。私は昨日自営業の人と話をした。御夫婦二人でレストランをやっているのだが、1人は子育てをしているため、店に出られないと言う。旦那さんが一人で仕事をやっている。そうすると、収入が極端に減ってしまうという状況があるので、そういう面からは待機児童はできるだけ少なくする。そして、子供、保護者にとっては、たった1年や2年が自分の人生なのである。その人生を待機児童のために代えてもいいかというのを切実な問題として捉えてもらいたいと思う。本当にいい御意見に感謝する。

繰り返しになるが、私は、消費者サイドに立った、また、住民サイドに立った行政が私どもがやっていかなければいけない行政ではないかと思っている。

(後藤議員) 今回、新型コロナ禍にあって、いろいろな社会の変化のスピードがとても速くなっていると思う。先ほど勢一先生がおっしゃったデジタル化もそうだと思う。

一方で、災いは社会的弱者に襲いかかるものであり、これら2点を念頭に置いて、このコロナ対策を進めていかなければいけないと思っている。

そうした背景の下で、今回も提案募集検討専門部会の皆さんに御尽力いただき、93.5%という実現・対応割合をお示しいただいて、大変ありがたいことだと思っている。

対応方針に対しても全く異存はない。

そして、9割を超えたということで、分権という言葉の主語を見直す時期に来ているのかなとも思っている。すなわち、事務・権限の移譲という「分け与える」権限ではなくて、神野先生がいつもおっしゃっている「分かち合う」という方の意味からの分権も考えていくタイミングなのではないかと思う。

例えば提案団体同士のコミュニティーのようなものが、この権限をどのように分かち合っていくのかについて議論できるような場が必要になってくるのではないかと思っていたところ、資料7-3によれば、都道府県の担当課長のワーキングチームができると記されている。

これは分権の主語が変わり始めていることを実感できるものである。

その意味で、このワーキングチームに対して非常に期待をしている。

(坂口議員) 最初に提案募集方式の成果についてであるが、本年の地方からの提案については様々な分野で見直しを進めていただいた。特に、幼保の関連、また、農林水産業の農地利用最適化推進委員の定数に関する基準等の見直し等も含め、町村においては、それぞれの環境あるいは条件が異なる。

そういった中で、事務の効率化はもとより、支障の解消に結びつくものもまだまだたくさんある。そういったことも含めて、関係省庁と精力的に御議論いただいた提案募集検討専門部会の先生方に今後ともよろしくお願い申し上げたいと思う。

それから、対応方針案については、諸般の進めをすすめていただくとともに、制度や事務手続が変わるものに関しては、事務負担が増加しないよう町村に対して丁寧な説明をいただくよう各省庁への働きかけをお願い申し上げる。

次に、計画策定等に関する条項の整理について、今年度においても新規の計画が増えている状況にあり、関係省庁を巻き込んで整理作業をしていただくだけでも一定の抑止力になるものと思っている。

何より、一過性のものとならないよう、継続して行うことが重要と考えるので、事務局の皆様には引き続きよろしく願います。

(谷口議員) 今年も対応率が高いということであったが、これまで先生方が御指摘のように、今年は大きな変化があったかと思う。一つはコロナ禍、そして、政治の新しいリーダーシップが登場し、新しい政策課題が加わったと考えられる。

住民ニーズが多様化し、増えていく中で、これに自治体に対応しようとして、国との関係の中で板挟みになる。それを解決するためのいろいろな提案があったかと思う。

行政リソースが減っていく一方で、住民ニーズは増えていくという状況は厳しさを増すと考えれば、今後ともこの提案募集といったチャンネルを通じて、様々な工夫、効率化といったことを進めていくことに、皆さんで協力していただくほかはないと考えている。

様々な人に対するサービスは、なかなかデジタルとかAIだけに頼るわけにはいかないかもしれないが、実際にいろいろな自治体においてAIの活用が進められており、例えば資産の査定や空き家の確認をGPS等の画像処理等を用いて取り組まれたりといった事例が自治体の中からどんどん出ている。こうした技術と今のリソースをどう組み合わせで対策していくか、自治体と国と一緒にトライアルするという方向性が今後ともどんどん強まればよいと期待している。

さらに、新しい政治のリーダーシップの中で、地方にまた新たな形でスポットが当たるのではないかとこの予測も湧き上がっている。1990年代や2000年代初盤の地方分権の改革のロジックがあったわけだが、現在のロジックでは持続可能な地方行政やサービスの在り方、厳しくなっていく局面の中でどうやって工夫していくかということが求められているので、今後、さらに地方分権が再注目されて、盛り上がっていくのではない

かという予想もしている。

最後に、こうした提案募集の検討では、入り口のところで、規制や現在の条件があるのでうまくいかないという支障事例を挙げていただき、それが一つの原動力になっていくというところがあるが、ぜひ今後はこの積み重ねの中で、支障事例の逆で成功事例というか、この提案募集の結果として、こういったことがよくなったという具体的な事例等といったことも情報としてまとめていただくと、またこういう活動の推進の一つの力になるのではないかと感じた。

(大橋構成員) 私から提案募集の活動に参加した感想を1点申し上げたい。

今年参加した感想で、新型コロナウイルスの関係があったのだが、地方から大変精力的に提案いただき、また、事務局も大変熱心にやっていただいたおかげで、このように成果を上げたことを大変うれしく思っている。

93.5%という非常に高い実施の数字が出たが、参加していて、その先にあるものについても感じるところがある。特に今年は初めて計画行政を取り上げていただき、こういう問題があるという新しい問題発見ができたということは非常に重要な点で、地方自治の非常に重要な側面の一つとして、問題発見とかイノベーションということがあると思うので、計画について問題を発掘できたということは非常に良かったと思っている。

国からの回答は計画を一体作成するとか、大綱を示す前に、国の方から時期を考慮してもらおうという形で、全体として運用改善によって、今起きている計画の問題を克服していこうという点について、道筋がつけられたのは今年の成果だと思う。

他方で、新しい問題が発見されたことに伴って、見えてきた課題もあるように思う。

1つは、法令上で見ると、計画の数が非常に増えた、規律密度が上がった、重複が非常に頻繁に起きている、それによって地方の自由な裁量が狭められているという問題は顕在化した。他方で、こういう計画が様々な補助金の補助条件になっているという形で、計画作成がいろいろな観点から誘導されているという側面が明らかになったように思う。その点の新しい問題としては、本当に補助条件として、計画の策定までを求めることが必要なのか、それとも一定の事項をやるということが確認できればそれで十分ではないかというところで、国の要求が若干オーバースペックになっていることが非常に気になる。

2つ目は、今、私は補助金と申したが、現在の行政が使う誘導手段は非常に多様化しており、補助金の場合、税制利用の場合、融資等の金融上の措置の場合、ないしは様々な情報提供という形での利便を図るということもあれば、規制緩和と絡むものなど様々なものが計画に結びついている。こうした点については、ぜひ地方の方から声を上げていただき、新しい問題が発見していただければと思う。

最後に、計画が増えてきたことの根本的な原因の一つは、議員立法の中でこういう計画条項が重視されているという問題があり、私どもの方で悩みがあるのは、議員の先生

方の行う立法活動について、この提案募集の委員会で何か物を言うことは本当にいいことなのかどうかという悩みはある。他方で、そういう立法措置を取ると、現場の行政に固有の様々な問題を生ずるということの一つの事実として認識していただき、それを前提にいろいろな立法作業をお願いするということはあるかなと思うので、議員立法の場合についても地方の執行面について一定の配慮をいただくようなルールなり、周知が何かできないかという点について、いろいろと考えたりしている。

(神野座長) 議員及び構成員の皆様方から、今回の対応方針案について一当たり御意見を頂戴し、極めて高い実現率を到達することができたということを含めて高く評価していただき、特に異論なく御賛同いただいたと認識している。

ただ、様々なコメントや、将来に向かっての課題等も御指摘いただいております、そうした点を受け止めながら、この会議でもって、この対応方針については御了承いただいたということにさせていただいてよろしいか。

(「異議なし」と声あり)

(神野座長) 若干文章等の修正があるかもしれないが、細かな修正については、私に御一任いただき、御了承いただいたということにさせていただければと思う。

政府におかれては、今日出た様々な議論を踏まえながら、政府の対応方針の決定に向けて、各省庁との最終調整に一層の御努力を頂戴したいと思う。

3 次に、計画の策定等に関する条項の整理について宮地室長から説明があり、その後、意見交換が行われた。

(宮地室長) この6月の有識者会議において、今後、計画の策定等に関する条項、「従うべき基準」等に関する条項の整理を進めてまいりたいと御説明させていただいた。

現時点では、まず、計画の策定等に関する条項の整理の作業を進めており、今後の整理内容について御意見を賜ればと思う。

まず「整理する内容」について、計画等の策定、内容、手続に関する条項について整理していきたいと考えている。

※(コメ)の1にあるように、地方公共団体またはその機関による計画、方針、指針、構想等に関する条項を対象にしたいと考えている。

また、※(コメ)の2にあるように、計画等の策定等の義務を課す規定のみならず、今回の整理では、努力義務を課す規定や、任意の取組を促す規定いわゆる「できる」規定に関しても対象として整理していきたい。この点が地方分権改革推進委員会における議論の対象とした部分と違う点である。

今後、各府省の協力を得て、以下の情報について整理をしていきたい。

次のページの別紙を見ながらお聞きいただければと思うが、計画等の名称、それから、策定主体。これは都道府県であるか、市区町村であるか、さらには共同策定に係る規定の有無についても確認、整理をしたいと思っている。

規定の類型としては、策定の規定、内容の規定、手続の規定の3つに分けた上で、それぞれ義務なのか、努力義務なのか、「できる」規定なのかという整理をしていきたい。

先ほど来、財政支援等の関係でもお話があったが、法定上の関連する財政支援、あるいは法定以外の関連する財政支援等についても整理をしていきたい。

ここで申し上げている関連する財政支援等は、計画等の策定が補助金などの交付の要件とされているといったものを中心に整理をさせていただければと思う。

それから、計画等の策定に関する条項については、当該条項の制定年や改正の履歴なども把握し、地方分権改革推進委員会の勧告の基礎となった時点以降の条項数の推移などについても整理したいと考えている。

なお、現在は、当地方分権改革推進室内で条項の整理作業を行っているが、準用規定も含め、計画等の策定に関する条項は、合計で511となっている。策定義務に関する規定が213、努力義務が84、「できる」規定が214ということになっているが、現時点においては、下の※（コメ）に書いてあるように、該当すると考えられる規定を幅広く抽出をしているところである。今後、各府省による確認作業などを踏まえ精査を行ってきたい。

「今後の進め方」については、これから各府省に照会・確認依頼をした上で、今後の有識者会議において、整理結果について御報告した上で、今後の対応について御検討いただきたいと考えている。

(三木議員) 先ほど平井知事からも説明があったように、地方の負担となっている計画策定に関する規定の見直しは市にとっても職員の負担、また、様々な面での負担が大変あるので、こういう形で進めていただくのは大変ありがたく思う。ぜひお願いしたい。

それから、そもそも何のために計画をつくるかという目的が分からないので、なぜその計画を策定しなければいけないのかというのをも併せて調査してもらえれば大変ありがたいと思う。

(平井議員) 今、この計画はどんどん増えてきているところである。これを補助金なら補助金を交付すると端的にしてもらったら良いし、あるいはこういうところで不都合があるので、規制を置くというのであれば、規制を置いてもらったら良い。

計画というのが、本来は何かの目的を達するための手段であったのだと思うが、結局、様々な立法措置を講じるときの一つのひな形で、こういう計画をつくるのが当たり前のように行われてきているのが今の法令実務なのではないかと思う。この辺については、

ぜひこの分権の会議の方でも問題意識を提起していただいて、今、河野大臣も行政改革を進めようとやっておられるようなので、こうした問題もあるという問題提起に私どもも賛成したい。ぜひ会議を挙げて点検をしていただければと思う。

(市川議員) 具体的にどういう計画、方針、指針、構想に関して条項があるのか、実態をぜひ見せていただきたいと思う。形式的にやっているのと、本当に実質的に必要なものとの区別をしっかりと議論すべきだと思うので、ぜひ調査のほどよろしくお願ひしたい。

(勢一議員) 計画策定の条項を全般的に整理していただけるというのは非常にありがたいし、むしろ整理をした上で、現状を考えるということになるのだと思う。

一点、もし可能であればお願ひしたいと思うのは、調査の過程において、自治体の策定状況が併せて拾えるようであれば、加えていただくと、その後の検討、議論がやりやすいのかなと思う。

趣旨は、義務、努力義務、「できる」の中で、自治体側がどの程度対応できているのかということである。義務規定、努力義務規定であっても、罰則がついているということはほとんどないと思うので、できていない部分、手が届いていない部分も相当量あるのかと推測するので、もし可能であればということである。

(高橋部会長) 計画については、事務局で実態を調査していただき、具体的にどういう形で作業できるかどうか、相談もさせて頂きたいと思う。

今回、重点テーマということで、補助金とデジタル化の作業を進めてきた。計画の話も横串を通すというか、個別の提案を受けて支障を解消するというのが我々の本分だと思うが、それと併せて何かテーマを決めて、横串を通していく作業の必要性もこの7年間の経験の中で浮かび上がってきた課題ではないかと思っている。

計画の話に限らず、これからどういう方向で横串を通していくのかということもぜひ事務局の方で、新しい作業の種というか、全体の作業が持続可能となるように横串を通していく方向性をお考えいただければありがたい。

正規な関与ではなくて、計画等に絡めてじわじわと分権にたがをはめていくようなことも出てきているのではないかと思う。そういう問題意識からぜひいろいろと作業の種を探していただければありがたいと思う。

(宮地室長) 今、計画の策定に関して、御意見をいただいた。

自治体の策定状況については、努力義務あるいは「できる」規定であっても、多くの計画については関係府省の方で実情を把握されていると思うが、そういう実情を把握されているデータ等があれば、条項の照会と併せて、いただくようにしたいと考えている。

それから、横串を通した検討ということで、まずは条項の整理をした上で、重点募集

テーマにすることなども含め、今後また検討し、御相談させていただきたいと思う。

(市川議員) 今の実態調査の中で、デジタル化が今回の非常に大きなテーマになっているので、計画における整理・調査の中で、デジタル化がどれだけ進んでいるか、どのように関連しているのかというのが分かればありがたいと思う。

(宮地室長) 全てについて同じ切り口でというのは、なかなか難しいと思っているので、まず、それぞれの計画の中身を整理した上で考えさせていただければと思う。

(神野座長) そのように配慮させていただく。

2番目の議題についても、大変有意義な御指摘等をいただいた。

本日の議論を考慮しながら、次回の地方分権改革有識者会議では、事務局において整理していただいた内容を基に議論をしていただくことを予定している。

最後に、吉川政務官から御挨拶を頂戴したい。

4 最後に吉川政務官から挨拶があり、閉会した。概要は以下のとおり。

(吉川内閣府大臣政務官) 本日は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、皆様方に提案募集方式に基づく地方からの提案の実現に向けて御尽力、慎重審議をいただいた。令和2年の地方からの提案等に関する方針案についても御了承いただき、感謝を申し上げます。

今般の事案、そして過去のを改めて確認しても、地方の現場で困っている支障を解決してほしいという切実な提案であり、中央省庁だけでは目の届かない部分に関して、本当に国民生活の利便性の向上や充実に資するための御提案をいただいていることに、重ねて感謝を申し上げます。

政府としては、本日の議論も踏まえ、年内に対応方針について地方分権推進本部決定及び閣議決定を行うべく、関係府省と最終的な調整を進めてまいりたい。本日御参加いただいた各議員、構成員におかれては、引き続き地方分権改革の推進に向けて御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)